科学研究費助成事業

研究成果報告書



研究成果の概要(和文): 沿岸漁業管理の公正・公平性を確保するため道東の漁業協同組合では、漁獲機会に 関して組合員が行使する共同漁業の漁業種類の組合せを制約している。第二種共同漁業では籤または輪番を併せ 個々の漁場を決定する場合もある。漁獲成果では、漁期単位に漁業者に配分される通常の個別割当もあるが、地 域の主要な漁業では需要に合せ予め定めた当日の水揚げ量を等量枠配分し、一日一日を漁期として運用する方式

がみられる。 スルメイカの水揚げが集中した道東の漁港では、他地域の漁業者のようなトラック運転手の老齢化や不足の影 響で函館周辺の加工場へ運搬できず、サケ定置やトン数階層別のイカ釣り船に実績でなく等量の水揚げ枠を日々 配分した。

研究成果の概要(英文): In order to ensure fairness and equity in coastal fisheries management, fisheries cooperatives in eastern Hokkaido constrain combinations of fishery types that members can exercise. In Class 2 common fishery, individual fishing grounds are set by lottery and rotation depending on fishing nets or gear. There are some areas where an ordinary individual quota is allocated equally to fisher for each season. On the other hand, in the main fishery in the local area, it is frequent that fishers equally and daily distribute the quota of predetermined landings along brokers' demand. At fishing ports in eastern Hokkaido where Japanese common squid landings happened to gather, some

landing markets could not transport squid to processing facilities around Hakodate because of truck drivers' aging and running out like fishers as seen in other areas in Japan. The Rausu market allocated a same daily quota to set-net and squid fishing boat by tonnage hierarchy, without depending on past catch records.

研究分野: 漁業経済

キーワード: 漁業協同組合 地域社会 沿岸漁業管理

1.研究開始当初の背景

(独) 水産総合研究センターでは 2009 年 に生態的モザイクシナリオ「資源・環境保全 の地域主義的シナリオ:沿岸は公的役割を拡 大した広い意味での漁業、沖合・遠洋は産業 効率重視という役割分担に基づくシナリオ」 をグローバル競争シナリオや国家食料供給 保障シナリオと比較し、管理理念(資源・環 境保全の実現、国民への食料供給の保障、産 業の健全な発展、地域社会への貢献、文化の 振興)のバランス良い改善が示される国民の ニーズに沿った政策選択肢として相対的に 高く評価した。近年では、沖合・遠洋のみな らず沿岸漁業管理にも経済効率性重視の政 策導入が提起されつつある。人口減少、老年 者退出及び限られた若年者が参入している 沿岸漁業の漁業管理について、公正・公平性 の視点からは取り扱われてこなかった。

2.研究の目的

漁業管理主体である漁業協同組合によっ て漁獲機会と漁獲成果がどのような規範と ルールに従い各漁業者に配分されているの かを現地調査から具体的に把握し、沿岸漁業 管理における公正・公平性の計測の基準と漁 業管理への適用のされ方を明らかにする。

公式統計の匿名データやオーダーメード 集計等を利用して沿岸漁業層の構成や就業 構造の変化を分析し、また対象資源の変動特 性や市場構造の変容も踏まえ、それらが規範 や配分ルールに与えた影響も明確にする。

地域共同体やローカルコモンズの維持の 方策を今後我が国沿岸漁業管理のためにモ デル化するとともに、新たな知見を沿岸地域 共同体から他地域共同体等へと一般化する。

3.研究の方法

(1) 漁業管理における公正、公平性を論じる 前提として漁業管理でそもそも何が求めら れてきたのか、それは時代により異なるのか を検討するため、東日本大震災前と1年後、 及び6年後(2017年2月)に実施した国民へ のインターネット調査の結果をAHP(層別分 析法)により分析した。また、北太平洋漁業 国際委員会(INPFC)における我が国漁業の自 発的抑止とその後の漁業条約に向けた見解 について文献調査した。

(2) 沿岸漁業管理における公正・公平性の適 用のされ方について、漁協等で聞き取り調査 を実施した。全漁連全国青年・女性漁業者大 会資料、業界紙等の記事を参照し、またブロ ック水産業普及指導員研修会に参加し情報 収集して、調査地域を選定した。道東地域の 共同漁業、全国の定置漁業、離島や湖沼漁業 も対象とした。6 次産業化の推進等について も併せ聞き取った。調査の実施に当たって現 地で普及業務を担当する水産業普及指導員 等道県職員の協力を得た。就業構造について は、平成4、9、14年の就業状況基本調査匿 名データを(独)統計センターから借用して、 漁業就業の条件等を検討した。

(3) 沿岸漁業管理と他地域社会との関連については、道東からのスルメイカの輸送問題を取り上げた。スルメイカと共に他魚種の生物特性や水揚げ状況を把握し、現地、特に道東半島部の漁協に加えて、加工場経営者、函館地区のトラック協会から状況を聞き取った。また、北海道労働局と同運輸局が主催する「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の資料等を参照した。

また、風連湖のシジミ漁業の実際を関連漁協で聞き取り、漁業に悪影響を及ぼす恐れのある畜産環境についての町条例や議会の関連議事録を探索した。役場や根室管内さけ・ます増殖事業協会での聞き取りも行った。

(4) 地域共同体を維持する方策のモデル化を 探るため、また、他地域や他分野ローカルコ モンズのあり方への示唆が得られるよう結 果の表記等の一般化を、訪問漁協等でのアン ケートを基礎に試みようとした。聞き取り調 査で訪問した定置網漁業を自営する漁協、地 域の有限会社等を含む村張り的組織、会社経 営体等において漁業管理・漁業の成果配分に 関したアンケートを実施した。共同体主義と 自由主義の考え、つまり「共同体における伝 統的な繋がりや慣習」と「社会における自由 な選択や行動」を漁獲の成果配分に係る評価 基準に、漁業者、地域共同体、関連業者、一 般国民を成果配分先の代替案として AHP 分析 を試みた。

(5)以上を受けて、沿岸漁業管理における公正・公平性の規範、適用のされ方や漁村、他地域共同体の維持の方策について検討した。

4.研究成果

(1) 2017年2月に実施した国民1,000人への インターネット調査の結果、評価基準である 管理理念では「国民への食糧供給の保障」が 重要で、代替案の政策では「国家食料供給保 障シナリオ」が高く評価された。これは東日 本大震災の1年後に実施した同じ質問による 結果と同様である。東日本大震災前は理念で は「資源・環境保全の実現」が重要で、理念 の現状をバランス良く改善すると専門家間 で判断された「生態系モザイクシナリオ」が 国民のニーズに沿った政策選択肢として相 対的に高く評価されていた(1.で既述、(独) 水産総合研究センター(2009))。

1953年に発効した INPFC による日本の自発 的抑止について、サケマス漁業関係者等以外 では次のような見解もあった。「今後益々協 力して資源調査を進めるための種々のとり きめ(例えば資料の交換、試験船の共同運営 など)を主とし、互いに領海に接する公海に ついて制限を加えないことが必要であり、ま たそれを定める根拠が全然ないのである。南 方諸国がその研究を組織的にはじめるには 今後長い年月(恐らく 20 年以上)の時が必要 であり、その研究の結果が科学的に承認され るまでには少なくともその後更に十数年の 時が必要であると思われる。 (河合譲 (1952))」

以上は、管理理念や政策選択は年代や地域 によって異なることを示している。

また、海域監視活動による沿岸漁業・漁村 の多面的機能については、その機能は旧来か ら発揮されてきており、成果が為政者か漁業 者のどちらに配分されるかは、時代により漁 業権が何れに帰属するかによる、と整理した。 (2) 漁獲機会については共同漁業権行使の 方法書等により所得格差を縮めること等を 狙いとして組合員が行使できる漁業種類の 組合せを制約している地域がみられる。特定 の組み合わせでは、一方の漁業種類での個別 割当を限定している場合もある。また、大方 の漁協組合員の定置漁業への配分、参画を経 て、現在はホタテガイ桁網漁業乗組員の増員 により組合員の相互扶助(所得向上、均衡) を図っている地域社会もみられている。沖合 の不振となった漁業種類に従事してきた漁 業者を定置網漁業に参画させるため労をと っている漁協もあるが、道東のサケ定置漁業 は漁協自営ではない場合が多く、困難を伴う という。許可漁業においても後発参入者が資 源水準の低い年代には着業しない約がある 漁業種類もある。

漁獲成果の配分については、漁期単位に漁 業者に配分される通常の個別割当の方式も あるが、部会活動が活発な主だった漁獲対象 種では資源評価により漁期内の個別割当量 の目安が了解されていても、一日一日を漁期 として運用している場合に度々遭遇した。つ まり、仲買業者と組合側との協議で需要を勘 案した水揚げ量を前日までに決め、等しく配 分した個別の枠を組合部会員に周知し水揚 げさせ、その量に満たなかった者にも後日そ の分の漁獲を許さない。

結氷前には個別の成果とし、氷下曳網漁で は漁獲はプール制にする例があった。この氷 下漁の対象はワカサギであり、佃煮等の加工 場をもつ漁業者もあることから、金額ではな く漁獲量のプール制になっていた。氷下漁は 10 グループ程度、1 か所3人の漁業者により 操業していた。用いる曳網はそのうち1人の 持ち物であり、中心となる網入れ穴における 作業を網の供出者が担当していた。網破れ等 がない場合でも1月毎に網を供出する漁業者 は交代する。ワカサギ漁の漁業者は3人ずつ 戸番(家が近い)順にグループを形成し、漁 業者の撤退、参入がある場合はそのグループ に戸番に関わりなく属するという。3人の操 業経費はそのグループ持ちであり、漁獲物が プールされるのみであった。予め決められた 漁獲量が揚がらなくなると、漁期を終了させ ているという。2、3のグループでは網を共有 している例も出現している。

なお、結氷前の通常の個別操業においても 2人の漁業権者が1統での操業を行い、経費 を縮減させている例がみられるようになっ たという。一方で、そのような協業化した操 業が許されない地域もある。操業実態と漁業 権行使や許可の単位が違うと漁業者仲間か らクレームがでるという。共同漁業あるいは 許可漁業においても、行使の届出や許可申請 様式には使用する漁船を記載する用例とな っているからかも知れない。2艘1艘、5艘1 艘のような協業化では漁協の部会員がその 体制を同時にとることが通例なのであろう。

競りの順で競り値が偏る場合、漁協付設の 市場では競りの順番を日替わりにする設定 がみられた。つまり個々の水揚げ物の置き場 は固定して、日々の競りの順方向を籤で決定 する、あるいは競り順の方向は予め決めてお き漁獲物の置き場を籤で決める等である。

次は、漁業機会と漁獲成果の配分の両方に 関するところである。小型定置漁業では、一 定期間毎に入札、籤、あるいは輪番で個々の 漁場を決定するのが共同漁業権の従来から の運用方法であろうが、漁場が長年固定され ている地域もある。このような場合は許可漁 業とすべきと水産庁は指導しているが、長年 の先例主義に従う場合も多い。獲れ高は場所 により異なろうが、漁場の変更となると網高 等に工作が必要でこれを嫌い漁業者間の協 議により漁場が固定されている事例もある。 また、サケ定置漁業では地元地区が広いため 競願となり易いためか、漁場によって異なる 漁獲金額を均す目的で定置網の間で自主共 済制度を設けている地域がある。本州では狭 い地元地区に限られた漁場計画がなされる ためか、そのような制度は見受けない。

北海道東部では経営者組合である漁協が 多い。ここでは経営者である者が組合員であ り、経営者でなくては組合に加入できない。 勿論、後継者は一人のみで他は田分けられな い従事者に留まるか、他業や都会に転出する。 幸運にも准組合員として正組合の共同経営 者の位置を得られても、ホタテガイの放流が 一巡する間は他の収入の有無に拘わらず種 苗の準備を続ける必要がある。サケ定置、ホ タテガイ地撒漁業ではその増殖方法から漁 業管理、経営方法まで地域の漁業者と漁協は 精巧に先導者、導入者としての役割を果たし てきたのは、確かな事実である。

全国の定置網漁業では、「浜の構成員が、 同質、同等でしかも常に同じ業に従事してい るという時代から大分たちまして、…かなり 多くのところを任せようというその人は出 資も多くし、労働の配分も多く受けることも あっていいのではないか」(水産庁国会答弁) と言われての「当分の間、法人以外の社団は 法人とみなす」規定の削除を機として、また 漁協合併時の村張り網組等の有限、株式会社 化への経過はあるが、基本的には一世帯一株 の体制が守られてきている。持ち株数に格差 がある場合は村張り、村張りに由来する会社 経営とは呼べない。村張り組合から有限、株 式会社化された定置では、株主の転居によっ ても株の組合預かり、地域住民への譲渡が進 まず、株の都会への拡散が生じている場合も

みられる。権利内容を違えた種類株式を発行 していると聞き取れる定置や株式の買戻し を行いたいという経営体もあった。乗組員の 定着のためにも、5年程度勤めれば乗組員に 株を持つことを勧めている定置もある。

定置網漁業への若年者の就業は近年増加 しているが、地域や経営体でその実態は異な る。漁協自営も含めて都市近郊の例えば湘南 から伊豆半島東部の定置漁業では世代交代 が順調に進んできた。地方では都会からの | ターン就労や近隣の非漁業世帯から就業者 を確保している定置は多い。漁村集落の維持 に果たす定置網の役割については次のよう に聞き取った。当方から漁業担い手の漁村へ の加入の最初の引受先として団体就業であ り個別漁業の時間も取り得る定置網操業は 適しているのではないかと質問した。そのよ うな機能があることは了解するが、漁村定住 を勧めるに当たっては当初から定置網就業 のみでの安定した所得を保証する必要があ り、その点では定置網が確保した担い手を他 漁業種類に逃がすことは定置網業界として は得策ではない、との返答であった。また、 就業を継続していると定置漁業以上の安定 した所得を得られる漁業種類は限られてき、 漁村の維持のためとの考えで他の漁業種類 への参入を進めることには無理があるとの ことであった。ある地域では、それはサンゴ 漁業とイセエビ漁業等に限られると聞き取 られた。若年者を地方の定置網漁業に就業さ せるためには、その配偶者の働き口の確保も 重要と考えられていた。ある漁協自営から有 限会社化した地域漁民の会社では、そのため にも漁港での食堂を始めたが、配偶者には自 家用車で通勤範囲となった地方都市で職を 得る人が多く、食堂の働き手は新聞で募集し ていた。

全国を対象とした就業構造基本調査匿名 データの分析では、漁業就業者が離職しにく い条件として、25歳以上の、世帯収入が少な く個人所得が多い、妻帯者、就業継続が長い、 自営業種や家族従業員である、という傾向が 抽出された。

漁業・漁村の6次産業化については漁業者 やその協業による他、漁協が取り組む場合が ある。北海道のトキシラズや急増したブリの 活締めによるブランド化、販路拡大、加えて 直売店、直売車の運営が例となる。それ以外 に地域の多くの事業について漁協自体が主 体になる、あるいは全ての漁協組合員で構成 する有限会社が実施主体となる場合があっ た。これら2つのタイプは離島等にかかわら ず観光地であり、ダイビング、湖上モービル や釣り等を体験させる共通点があった。有限 会社が実施主体となる場合では、漁業センサ スの湖沼漁業経営体数は1つに算定されてい た。熱海市初島では漁獲物の取扱量に比べて 職員数は多いが、これはダイビング事業等の 直営によるもので地域社会の維持に貢献し ていると考えられる。漁業者減少のため准組 合員制を導入し、イセエビの刺網では島の周 囲を7区に分けた漁場の輪番は廃止して篭に よる網入れ順の約のみ継続されていた。ここ では、食堂街や民宿への地魚の供給と就職先 の確保のために小型定置漁業の復活を検討 していた。ただ、近年ではUターン者がいて も漁協職員の募集に応募は無かったという。 (3) 道東羅臼漁業協同組合では2014年9月17 日からさけ定置漁業及びイカ釣り漁業によ るスルメイカ水揚量に上限を設けていた。生 産者市場から搬出するトラックの手配がで きないためという。ただし、その後の漁況は 伸びずにごく一部のイカ釣り船を除いて実 損はなかった模様である。制限は過去年の実 績ではなく、サケ定置、イカ釣り船ではトン 数階層別に等量の日々の割当であった。地元 船と外来船での差別化はなかった。羅臼町で は寄港、水揚げにより地域経済に貢献するイ カ釣り外来船全船に毎年町長等が訪問し、謝 意を表し特産物を進呈しているほどである という。14 年には釧路港、15 年には厚岸港 でも大量に水揚げされた当日は搬出ができ ず、翌日には水揚げさせない状況が生じた。 他にも網走のように規制を掛けた漁港があ る。近年の経年的なトラックドライバーの老 齢化と不足に加え連続運転時間制限を定め た改善基準順守のため、従来の輸送サービス の提供が困難となっており、輸送賃は 14 年 から2割増となったという。特に道東半島部 では輸送距離から改善基準が輸送を制約す ると言われている。

スルメイカの回遊の北偏、サンマ、秋サケ の来遊量の低下傾向の下で、3 魚種同時の大 漁が現地では懸念されている。温暖化、道東 における漁業の発展・維持と北海道における 他産業の就業構造とのギャップが相対的な トラック不足の原因である。全国の漁業者と 道内トラックドライバーでは高齢者の割合 が高いが、道東の漁業者は比較的バランスの 良い年齢構成を保っている。秋サケでは水揚 港後背地での加工も多く、サンマでは本州へ の水揚げが選択できるが、スルメイカについ ては胴抜き後の冷凍保管の他は大部分は道 南函館周辺の加工場に運搬されるため、特に 生産者と関係業界と連携した解決策が必要 とされている。聞き取りによると水産物の輸 送に関する問題点は、水揚げが農産物の収穫 期と重なる秋季に集中する、水産物では返路 貨物が準備できない場合が多い、変動の大き い水揚げに対応する必要がある、待ちや前後 の作業に時間が取られる、等であった。「ト ラック輸送における取引環境・労働時間改善 地方協議会」では、パイロット事業で道東及 び道南から札幌中央卸売市場等への水産物 輸送について取り組まれ、問題の摘出と改善 策が検討されている(北海道陸運局 web)。

風連湖では、かつて100トンを超えるシジ ミの水揚げ量があったが1980年代後半から 急減し、2000年以降は地元漁協では禁漁の措 置が取られている。その後、底質環境はやや

改善されてきていると言われることもある が、天然種苗の発生によって漁業の対象とな るような資源の増加には至っていない。この 間、近年ではごく一部の漁業者が試験操業に 当たっている以外、漁業者は他の漁業種類に 従事しているとのことであった。15年以上の 間禁漁措置を講じ人工種苗の放流等の増殖 施策をとっているに拘わらず、漁業が再開す るまでに資源が回復しない状況は全国的に 珍しい。長期間の禁漁に耐え得るのは、その 漁期に他の漁業種類へ参入させることで収 入を得させた、地域の沿岸漁業の柔軟な構成 と漁協の対応がある。別海町議会では、シジ ミ漁業が順調な網走湖の水系が1級河川であ り風連川が2級河川であるためそれらの所管 が開発局と北海道と異なり、浚渫等による底 質改善のための予算規模が異なるのではな いか、との質問も出されている。

家畜ふん尿の河川流出事故など漁業に悪 影響を及ぼしかねない畜産関係の事故を踏 まえて、別海町では畜産環境に関する条例が 2014年から施行されている。この中には、乳 牛の飼養規模は家畜排せつ物が適正に管理 及び処理できる範囲とすることとの規制が 条文化されている。単位面積当り換算頭数 (頭/ha)が、2.13頭/haを超える場合 には町、農業団体等で組織する別海町家畜排 せつ物管理適正化指導チームの指導を受け、 公共用水域等への汚染のおそれがないよう にすることと等とされている。牛の飼養密度 を規制内容に取り入れた条例は我が国では 初めてと思われ、2017 年 4 月から本格施行さ れている。町では先ずは、過分なふん尿やス ラリー等を国営環境保全型かんがい排水施 設やバイオガス発電施設に誘導する施策を とると考えられる。なお、道では適正な飼養 密度に係る研究もなされてきており、この条 例の作成、施行は北海道から町に出向してい た技術行政官が主導したと言われている。 (4)本課題で得た知見も利用して我が国の漁 業管理や生態系保全の制度を分析した書評 を担当し、生態系サービスと人間福利に関し

ての「選択と行動の自由」を検討した。 アンケートや聞き取りができた定置漁業 では結果は以下の通りであった。漁協自営 (あるいは地域での有限会社等の経営組織) を含む村張り的な)定置では、会社経営体に 比較しては共同体主義「共同体における伝統 的な繋がりや慣習」が評価基準として重要と された場合が多い。また、漁業管理・生産の 成果は漁業者と共に地域社会にも帰属させ る意識が表れていた。地域での有限会社等の 経営組織に代わった後にもそのようであっ た。村張りから株式会社化した一つの定置に ついては、成果は漁業者に帰属させたいと回 答した。ここは急潮で網が流失し、村張り組 織を株式会社化することにより融資を得て 再建を果たした定置網であり、株式会社化し た際にかなりの村張り株持が離反した経験 を持つ。一般の会社経営体の定置網では、評 価基準として自由主義の考え方「社会におけ る自由な選択や行動」が重要であり、成果配 分先としては漁業者が高く評価された。

階層図を作成する際に失敗したのである が、成果配分先の代替案に株持・株主を含め るべきであった。上記の株式会社では成果の 配分先として漁業者と株持・株主が高く評価 されたであろうと回答時の先方の発言から 推察した。また、共同体主義あるいは自由主 義の考えそれぞれによる代替案の比較の結 果は同じように表される場合が多く、同じ人 の中で異なる主義の考えに基づく比較作業 は困難であるのではとも思われた。これは何 れにせよ漁業者が選択されるであろう代替 案構成であったことにもよると考えられる。 (5) 部会活動が盛んで水揚げが多い漁獲対象 種については、日々の組合での水揚げ量を同 量の個別枠に配分して管理する手法が用い られている例も多いと記した。これは、将来 のことは分からない、1日1日を漁期として 運用し、現在までで公平性を確保しておこう とする考え方と思われる。

小型定置網の漁場位置が固定されている 地域もあることや、資源が低水準な時期には 後から参入したものの操業を規制する約は、 先例主義や先導者を優先するローカルルー ルといえる。先導者を優先しつつ、今の固定 された状態が交渉基準点となっていると考 えられる。

2人の漁業権者が1統での操業を行い漁船 等の運用経費を縮減させる協業操業方式は、 漁業者が乗子を雇っている漁業種類では協 業化のタイミングを合わせる等困難な場面 もある。漁業従業者としての、親族のまた地 域社会の雇用の場でもあり、どのような対処 の仕方があるであろうか。

漁業権行使に係る取決めについては漁協 では理事会で扱われるのが通例である。漁協 職員がそれにどのように関わりまた提案等 するか、あるいは漁協職員の仕事を自ら限定 しているかが、組合により相当異なっている ように感じられる。漁業者と参事等漁協職員 の沿岸漁業管理における役割、協力関係は行 使権の理解からはどうあるべきであろうか。

共同漁業の漁協における分権化した沿岸 漁業管理が強調される。しかしながら、漁連 の下での指導部関連の諸会議と共に、青年女 性部の交流会、普及員を帯同した研修旅行等 での他地域の技術、制度との交流、習得も重 要である。これらは旧来の移住による技術等 の伝搬、習得に相当しよう。仲買からの要請 や漁協内の協議で策定された漁業管理の方 策も、他漁協で既に導入されているか否かの 確認により実施に際した安堵感も異なろう。

地域の漁業管理も他地域社会の変化に影響され、他の地域社会の変化も突発的な事故 や行事等に起因する場合がある。スルメイカ の日々の個別水揚げ量の制限は、北海道のト ラックドライバー不足による生産者市場か ら搬出できなかったことが理由であるが、ト

ラックドライバー不足を顕在化させたのは 関越自動車道での高速バス居眠り運転事故 以来の改善基準の厳格な適用にあろう。地域 社会は他地域社会とバランスの良い維持、発 展となるように努めるとともに、突発的な事 象に対応できる、温暖化による分布の偏りを 前提とした陸上受け入れ体制の改善、トラッ ク待ち時間の縮減、等々水産側で日頃から検 討、解決すべき懸案もある。漁業管理に今後 良い影響を与えるであろう別海町の乳牛飼 養密度の上限を示した畜産環境条例も、「北 海道家畜排せつ物利用促進計画」の見直し等 に活かしたいとの北海道行政の思惑があっ たのではないかと穿った見方もできるかも 知れない。ただ、これも道や別海町行政の畜 産環境への取り組みやバイオマスタウン構 想による諸施設の設営、開発局事業の展開が 日頃から行われてきており可能となったの であろう。条例策定には、従来からの漁業者 と北海道指導漁連の活動、運動や今日まで続 く要求が背景にあることは言うまでもない。 「張合い」は、せめあうこと、競争するこ とと共に、力を尽くすかいがあると感じる気 持ち(広辞苑第七版)という語釈がある。「張 り合う」は、互いに接近してわずかの差を争 う、とある(同)。経済学では「張り合う」 はヴェブレンの「emulation」であるが消費 の張り合いであり、「a portion of fishery industry」に沿岸漁業は入らない。沿岸漁業 の「張合い」は「互いに接近してわずかの差 を争う」ことから生じていると考えられる。 「競争」についても、「ジョウセン同士で張 り合いはある」と、仕事の励みとしてとらえ

られている側面もある...、沖で行動をともに する集団(船団)、および、それを構成する 個(船)の関係のあり方としては、(1)「張り 合う」(漁のさい)、(2)「助け合う」(事故、 故障…) (3)「付き合う」(出漁…)…などが いわれる、と小川徹太郎(2006)は記している。 農業で「張り合う」とは余り聞かない。沿岸 漁業では、面積の異なる生産要素を個々が持 たず、また漁獲機会や漁獲成果の公正・公平 性により、「張り合う」条件が整い易かった と考えられる。これが「張合い」となり老年 者を漁業の就労にとどめる一因であり、上手 に沿岸漁業管理されなくては共有地の悲劇 に至り易い要因ともなる。今後も漁業管理に おいてきめ細かい公正・公平性が維持される と「張合い」が沿岸漁業生産を促進するであ ろうが、それを漁業管理手法や制度を工夫す る「張合い」に変転させる必要もある。

評価基準として共同体主義「共同体におけ る伝統的な繋がりや慣習」と自由主義「社会 における自由な選択や行動」の考えを取り上 げたが、アンケート対象者による代替案の選 好作業には失敗した。代替案等を検討し、漁 村や他地域社会での適用を再び試みたい。

<引用文献> 独立行政法人 水産総合研究センター、 我が国における総合的な水産資源・漁業の 管理のあり方、2009. 河合譲、日華漁業合作をめぐる諸問題、 1952.

小川徹太郎、越境と抵抗-海のフィールド ワーク再考、2006

5.主な発表論文等

[雑誌論文](計1件) <u>三谷卓美</u>、書評牧野光琢著「日本の漁業 の制度分析漁業管理と生態系保全」、漁業 経済研究、査読有、第59巻1号、2015、 pp.61-67.

[学会発表](計 4件)

<u>三谷卓美</u>、就業構造匿名調査からみた漁業 就業、漁業経済学会第 61 回大会、2014、 東京海洋大学(東京都品川区). <u>三谷卓美</u>、漁村の持つ海域監視機能の評価、 2014 年水産海洋学会発表大会、2014、中央 水産研究所(横浜市).

<u>三谷卓美</u>、所謂「ブリストル湾事件」の粗 描、2015 年水産海洋学会発表大会、2015、 観光国際交流センター(釧路市).

Takumi MITANI, Policy Option of Fishery Resource Management in Japan Revealed from AHP. Eighteenth Biennial Conference 2016 of the international Institute of Fisheries Economics and Trade, Aberdeen Exhibition and Conference Centre (Scotland, UK).

〔図書〕(計 0件)

〔 産業財産権 〕 出願状況(計 0件) 取得状況(計 0件)

〔その他〕 ホームページ等 なし

6.研究組織

(1)研究代表者
三谷卓美 (MITANI TAKUMI)
国立研究開発法人 水産研究・教育機構中
央水産研究所 主幹研究員
研究者番号:60371879